

山東省專利獎勵弁法

2015年5月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

山東省專利獎勵弁法の発表に関する

山東省人民政府弁公庁の通知

魯政弁字[2015]45号

各市の人民政府、各県(市、区)の人民政府、省政府各部門、各直屬機關、各大企業、各高等教育機關

「山東省專利獎勵弁法」はずでに省政府の同意を得た。したがって、ここに発表する。真摯に、且つ徹底して執行されたい。

山東省人民政府弁公庁

2015年3月19日

山東省專利獎勵弁法

第1条 專利技術の保護と活用のさらなる強化、技術(設計)イノベーションに貢献をなした專利権者と発明者(創作者)の顕彰を目的として、「山東省專利条例」などの関係規定に基づいて、本弁法を制定する。

第2条 山東省專利賞は、省政府が設立し、2年ごとに評議、選出し、技術イノベーション及び社会経済の発展に際立った貢献をなした発明專利、實用新案、意匠に対して重点的に報償を与える。

第3条 省政府は、山東省專利賞の評議・審査を行う山東省專利賞評審委員会(以下、「評審委員会」という)を設立する。評審委員会の委員は、各専門分野の専門家及び関係部門の責任者により構成される。評審委員会弁公室(以下、「評審弁公室」という)は省の知識産権局に設置され、評審委員会の日常業務を行う。

第4条 山東省專利賞の申請、推薦、評議及び審査、報償にあたり、公開、公平、公正を重視する原則を順守する。

第5条 山東省專利賞の評議及び審査業務は、社会の監督を受け入れる。評議及び審査業務に異議のある組織・機関又は個人は、書面で評審弁公室に提起することができる。評審弁公室は、入念に確認し、直ちに処理しなければならない。

第6条 申請

(一)山東省專利賞を申請するにあたり、次の各号に掲げる基本条件を備えなければならない。

1. 申請する組織・機関又は個人は、山東省の行政区域において登録され、又は常住する專利権者でなければならない。
2. 申請対象の專利は專利権を取得した、発明專利、實用新案、意匠を含む有効な国内專利とする。但し、国防に係る專利、機密專利を含まない。
3. 申請対象の專利は、すでに山東省の行政区域において実施され、顕著な経済的、社会的便益を得ている專利とする。

(二) 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、山東省専利賞を申請してはならない。

1. 専利権の帰属に関する紛争、発明者又は創作者に関する紛争が存在する。
2. 専利権の無効審判請求手続が終了していない。
3. 中国専利賞、山東省専利賞を取得したことがある。
4. 法律、行政法規で定められた、申請に適さないその他の状況。

(三) 山東省専利賞を申請するにあたり、「山東省専利賞申請書」を記入し、推薦資格を有する組織・機関又は個人に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

1. 専利証書、専利登記簿副本を含む専利権帰属の証明書。
2. 申請組織・機関の法人証明書又は申請者の身分証明書。
3. 専利プロジェクトの実施により生じた経済的、社会的便益を証明する書類。
4. 専利の評価に役立つその他の証明書類。

申請する専利が実用新案、意匠である場合、専利権評価報告書も提出しなければならない。

第7条 推薦

山東省専利賞は、次の各号に掲げる組織・機関又は個人が推薦する。

- (一) 省政府の構成部門及び直屬機関。
- (二) 設区市の知識産権局。
- (三) 中国科学院の院士又は中国工程院の院士。
- (四) 省の業界団体。
- (五) 省科学院、省農業科学院、省医学科学院

(六)山東省に駐在する中央部門直属の高等教育機関、中央研究組織・機関及び企業。組織・機関又は個人を推薦するにあたり、山東省専利賞の申請書類に対する審査を行い、審査を通過した後、評審弁公室に報告しなければならない。

第8条 受理

評審弁公室は、推薦、届出がなされた申請書類に対する初期審査を行い、専門分野の近いものをまとめてグループ分けし、政府のウェブサイト上で受理予定一覧を公示する。公示期間は5営業日とする。

第9条 評議及び審査

(一)初回評議。評審委員会は、専門分野ごとに山東省専利賞評議審査グループを設置する。各評議審査グループは、自己が評議を担当する専門分野について初回評議を行い、初回評議の結果を評審委員会に報告する。

(二)最終評議。評審委員会は、初回評議の結果について審査を行い、重点プロジェクトを選び、答弁を行い、評議対象プロジェクトを総合的に評定し、報償予定一覧を作成する。

第10条 公示

評審弁公室は、報償予定一覧を省級の媒体において公示する。公示期間は5営業日とする。

第11条 承認

公示終了後、評定結果を政府に報告し、承認を経た上で社会に公開する。

第12条 顕彰

省政府は、報償通告を公表し、報償を受けた専利権者、発明者(創作者)に対して証書を交付し、賞金を支給する。

山東省専利賞の各期の顕彰枠は特別賞が2件、一等賞が20件まで、二等賞が30件まで、三等賞が60件までとし、各賞の総数は100件を超えてはならない。そのうち、発明専利に授与する賞の数量は授賞総数の70%を下回ってはならない。賞金の金額はそれぞれ特別賞50万元、一等賞10万元、二等賞5万元、三等賞3万元とする。

報償の経費は、省の財政予算が手配する省知的財産権(専利)資金から支出する。

第13条 受賞した専利発明者(創作者)が所属する組織・機関の人事部門は、受賞状況を本人の個人記録に記入し、人事評価、役職昇進、業績考査などの重要な根拠としなければならない。

第14条 不正な手段により山東省専利賞を詐取した場合、その報償を取り消し、証書及び賞金の返還を命じる。推薦を行った組織・機関又は有識者が、他人による山東省専利賞の詐取に協力し、それが組織・機関による推薦である場合、その推薦資格を一時停止する。専門家による推薦である場合、その推薦資格を取り消す。評議・審査専門家及び職員が評議・審査活動において虚偽を弄し、又は不正行為をした場合、評議・審査専門家についてはその評議・審査資格を取り消し、職員については情状の軽重を踏まえて処分を科する。

第15条 省知識産権局は、本弁法に基づいて実施細則を制定することができる。

第16条 本弁法は、2015年5月1日から施行し、2020年4月30日まで有効とする。

副宛先:省委員会各部門、省人民代表大會常務委員會弁公庁、省人民政治協商會議弁公庁、省法院、省檢察院、濟南軍区、省軍区、各民主黨派省委員会。

山東省人民政府弁公庁 2015年3月19日配付印刷

2015年3月27日山東省人民政府ホームページ

http://www.shandong.gov.cn/art/2015/3/27/art_285_6983.html

2015年4月1日国家知識産権局ホームページ

http://www.sipo.gov.cn/dtxx/gn/2015/201504/t20150401_1095554.html